

【 低圧電気取扱業務特別教育 】のご案内

〔開閉器の操作の業務対象〕

一般社団法人 喜多方労働基準協会

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第4号の規定により、「低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う者については、低圧電気取扱業務特別教育を修了したものでなければなりませんとされております。

(「低圧」とは直流で750V以下、交流で600V以下である電圧をいう。)

また、電気工事士の資格者も、低圧電気取扱業務等につく場合は必ずこの特別教育を修了していなければなりません。

当協会では、標題の講習会を下記要項により開催致しますので、是非この機会に受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和元年9月10日(火) 9:00~18:30 (8:50まで集合)
2. 会 場 会津いいで農協会館 中会議室 (受付8:45~)
3. 受講料等 受講料 会 員 8,262円 (受講料 7,560円+テキスト代 702円) 消費税込
受講料 非会員 9,342円 (受講料 8,640円+テキスト代 702円) 消費税込
4. 教習科目及び時間

科 目	時 間
低圧電気に関する基礎知識	1時間
低圧電気設備に関する基礎知識	2時間
低圧用安全作業用具に関する基礎知識	1時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
関係法令	1時間
実技	1時間

5. 修了証 所定の時間受講された方に、原則講習修了後交付します。
6. 申込締切 8月27日(火)
7. 定 員 40名 ※ 定員に達すれば期日前でも締切ります。電話等でのご予約をお願いします。
8. 申込方法 写真(2.5cm×3.5cm)を貼付した申込書に受講料を添えて、持参又は現金書留で申込をしてください。受講料の振入をご希望の場合は、事前にご連絡をいただき申込書を郵送され下記口座にお振込み下さい。

振込先 東邦銀行 喜多方支店 普通預金 2436

口座名義 一般社団法人 喜多方労働基準協会 (振込手数料はご負担下さい)

9. 申込先 一般社団法人 喜多方労働基準協会 〒966-0896 喜多方市字諏訪88-2

TEL 0241-22-4146 FAX 0241-22-4143

10. その他
 - ・遅刻・早退・途中退席は、法定講習時間不足のため修了証は交付できませんのでご注意ください。
 - ・9月5日(木)以降の取消しの場合、受講料はお返しいたしません。
 - ・受付の際、本人確認のため運転免許証等の提示をお願いします。
 - ・受付後、修了証用の写真撮影をします。遅くとも10分前までにご来場下さい。
 - ・当日、実技講習も実施しますので、作業できる服装でお出でください。
 - ・駐車場に限りがありますので、複数受講の場合乗合せ等のご配慮をお願いいたします。

低圧電気取扱業務特別教育 受講申込書

のりづけ
写真
2.5cm×3.5cm

ふりがな		性別		※						
氏名		男・女	修了証番号							
生年月日	昭和 平成	年	月	日	交付年月日	※	令和	年	月	日
現住所	〒									
勤務先	住所	〒								
	名称	電話								
年 月 日										
受講者氏名 ⑩										
電話										
一般社団法人 喜多方労働基準協会 殿										

- ◎ ※印の欄は記入しないでください。
◎ 氏名・生年月日・住所等は誤りのないよう、かい書で正確に記入してください。

本人確認	※
------	---

[個人情報について]

ご記入いただいた個人情報は、本講習会の的確な実施のためにのみ使用いたします。